

若越郷土研究

12の1

明和の越前大一揆について

― 反封建斗争の解明を中心に ―

三上 一夫

越前藩に於て発生した百姓一揆のうち大一揆の様相をみせ、藩封建権力にとり大きな脅威となったものに、明和五年（一七六八）三月下旬から四月上旬にかけて福井城下を中心に惹起した打こわしがとくに注目をひく。

もともと百姓一揆は封建社会の基本的対立である領主と農民の二つの階級対立の激化の表現であり、その正当な評価のためには封建権力と百姓一揆との対抗関係の歴史の把握が極めて重要である以上、封建権力への農民の対応の仕方、封建領主の一揆へ

三上 明和の越前大一揆について

の対応の仕方に焦点をさぼることにより、階級斗争としての一揆の発展過程を明確にし得ると考えられる。^①

この大一揆はわが国の一揆史からみて、明和期のうちでも全国的なピークの段階で勃発しており、そのめざす要求内容や攻撃対象からみて、まさしく典型的な反封建斗争の形態を示すものとみられ、またかかると一揆に対する藩権力の動向からみて、封建社会の構造的矛盾の暴露に対する宥和、懐柔ないし威圧などの諸手段が講ぜられており、一揆史の検討に当り極めて興味ある事例と看做すことができる。

百姓一揆については、最近とくにその再評価問題が云々されているが、拙稿においては前述の視角から明和の大一揆の内容と特質を検討し、反封建斗争の主軸的役割を果たした重要意義を明らかにしたい。

二

明和の大一揆の検討に先立ち、まず越前、若狭に於ける百姓一揆の動向を概観することにする。

まず全国的な傾向として、黒正巖氏の「百姓一揆年表」^②では、享保、天明、天保、

慶応の四期に飛躍的な高まりをみせながら幕末に向って加速度的に増大しているが、堀江英一氏は、第一期正徳・享保期、第二期明和・安永・天明期、第三期天保期、第四期文久―明治十年代の四つのピークの設定し、これが江戸時代の三大改革および明治絶対主義成立期と相関連していることを指摘し、さらに一揆の発展形態を大別して、代表越訴型、惣百姓一揆型、世直し一揆型としている。^③

一方青木虹二氏は、その労作「百姓一揆の年次の研究」のなかで、黒正氏の集計に比べはるかに多数の一揆を指摘し、一揆の昂揚期についても寛永、寛保、宝暦、天明、文化、天保、慶応とさらに細分化しているが、一揆の形態の史的変遷については、(一)土豪一揆及び初期逃散、(二)代表越訴、(三)惣百姓一揆Ⅱ全藩一揆、(四)幕・藩惣百姓一揆に大別している。^④

ところで越前、若狭の場合、現在確認される一揆件数（都市騒擾を含む）は、表(1)のように総計八〇件（越前六一、若狭一九）に上るが、とくにその昂揚期は次の四期に認められる。^⑤

三上 明和の越前大一揆について

- (一)享保・寛保期(一七六一—一七四三) 七件(越前七、若狭〇)
- (二)宝暦・明和期(一七五一—一七七二) 十三件(越前十二、若狭一)
- (三)安永・天明期(一七七二—一七八八) 九件(越前五、若狭四)
- (四)天保期(一八三〇—一八四三) 十八件(越前三、若狭五)

これは堀江氏が設定する第二期明和・安永・天明期を、宝暦・明和期と安永・天明期とに二分したことになり、また青木氏の享保・宝暦・天明・天保の四期に対応するものである。

若越の場合、享保・寛保期から幕藩体制の矛盾が漸次増大し、とくに福井藩では宝暦・明和期に至ると極度の藩財政の窮迫と相俟って藩政の動揺が著しくなり、——その矛盾の深刻化は本論の明和の越前大一揆で爆発する恰好となるのであるが——それにもなう一揆も増加の一途を辿るとともに惣百姓一揆——全藩一揆の様相をみせ、表②の通り安永・天明期から天保期に至るに及び藩政時代を通じての最大のピークを形成するのであるが、全国的にみて非常な高まりをみせる幕末期(安政・慶応)にな

ると却って逆の傾向をみせるのは注目に値する。^⑦

一揆の形態的な変化では、表③の通り、十八世紀前半の享保・寛保期ごろまでは、消極的な抵抗手段である逃散や概して村役人層が村落を代表したり指導的役割を演ずる越訴や強訴が主なものであるが、宝暦・明和期以後になると強訴などに加え騒動や打こわしの過激な斗争が目立ち、しかも惣百姓一揆という広汎なスケールまで出現することになる。

また一揆の主たる要求、原因別では、表④の通り十八世紀前半の享保・寛保期ごろまでは年貢増徴、苛斂誅求反対などその要求のほとんどが農民的なもので、農民的商品生産の未発達な段階に対応するものであるが、同世紀の半ばから後半にかけての宝暦・明和期になると、商品経済の発展、幕藩体制の構造的矛盾の表出と相俟って、一揆のかかげる要求条項ははるかに複雑化し、御用金、運上賦課反対、特権商人および代官・藩役人に反対、名主・村役人との対立など反封建斗争の色彩を愈々濃くしていくところに大きな特異性がみられる。かくて十九世紀前半に至りとくに天保期

における爆発的な一揆の続出は、藩権力の側からはまさしく「実ニ国家之御大事」^⑧として意識され、藩主松平慶永をして思い切った藩政改革——その一応の成果は幕末において雄藩として幕政に大きな影響を及ぼすことになるのだが——に乗出さしめる有力な刺激剤となったことは疑う余地がない。

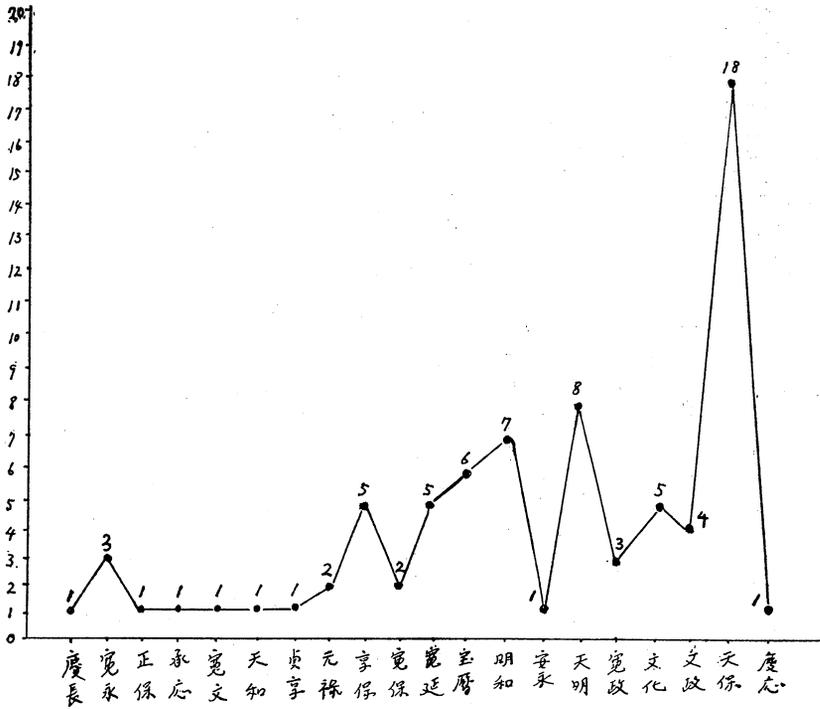
越前・若狭に於ける一揆件数 表(1)

年 代	越 前	若 狭	一揆件数計
慶長 8～ 寛永(1603～1643)	1	3	4
正保 ～ 寛文(1644～1672)	2	1	3
延宝 ～ 正徳(1673～1715)	2	2	4
享保 ～ 寛保(1716～1743)	7	0	7
延享 ～ 寛延(1744～1750)	5	0	5
宝暦 ～ 明和(1751～1771)	12	1	13
安永 ～ 天明(1772～1788)	5	4	9
寛政 ～ 享和(1789～1803)	3	0	3
文化 ～ 文政(1804～1829)	8	1	9
天保 (1830～1843)	13	5	18
弘化 ～ 慶応(1844～1867)	1	0	1
年 代 不 祥	2	2	4
計	61	19	80

三上
明和の越前大一揆について

年代別発生件数 表(2)

(越前・若狭)



〔計 76件
年代不明 4件を除く〕

越前・若狭における百姓一揆の形態別分類 表(3)

年代	逃散	愁訴	越訴	強訴	不穏	騒動	打こわし	村方騒動不明	計
慶長 ~ 寛永	2	1	1						4
正保 ~ 寛文	2			1					3
延宝 ~ 正徳			1	1	1			1	4
享保 ~ 寛保		1	1	2		1(1)		1	6 (1)
延享 ~ 寛延						2(1)	2	2	6 (1)
宝暦 ~ 明和	1		2	2		3(1)	5(1)		13 (2)
安永 ~ 天明		1		3			5(2)		9 (2)
寛政 ~ 享和		1		1	1				3
文化 ~ 文政		1		5(1)		1	1(1)	1	9 (2)
天保		1	1	2	6(2)		8(1)		18 (3)
弘化 ~ 慶応				1					1
年代不明	3							1	4
計	8	6	6	18(1)	8(2)	7(3)	21(5)	6	80(11)

()内は都市騒擾

越前・若狭における百姓一揆の要求・原因別件数 表(4)

誅求・原因 年代	誅求 減免	苛政	用金上 運反對	代官・ 藩役人 反對	凶作 饑饉	米騰	主役・ 名村と 對	特商人 權に對	不明	その他	計
慶長～寛永	2	1								1	4
正保～寛文	2	1									3
延宝～正徳	2						1			1	4
享保～寛保	2		1		1	2	1				7
延享～寛延		1	2							2	5
宝曆～天明	1	1	1		1	5		1		1	13
安永～天明				2		4	1	1		2	9
寛政～享和	1				1	1					3
文化～文政						2	1		3	3	9
天保	3				7	5		2	1		18
弘化～慶応									1		1
年代不明	3						1				4
計	16	4	4	3	10	19	5	4	5	10	80

三上 明和の越前大一揆について

三

次に明和の越前大一揆をピックアップする若越の宝曆・明和年間（一七五一―一七二一）の一揆については、宝曆年間（一七五一―一七六三）で越訴二件、騒動三件、打こわし一件で計六件、明和年間（一七六四―一七七一）では逃散一件、強訴二件、打こわし四件計七件で、宝曆・明和年間では計十三件の多数に上るが、主たる原因別では凶作、飢饉、米騰によるもの計六件のほかに減免要求一件、苛政反対一件、代官・藩役人に反対二件、御用金・運上反対一件、御用達・特権商人に反対一件など幕藩体制の構造的矛盾に根ざす主題がみられるところから、近世におけるこの種百姓一揆の質的転換期を示すものと思考される。

ところでまず明和の大一揆の動因につき藩財政の側面から検討したい。

福井藩の場合十七世紀後半の貞享大法（貞享三年（一六八六）三月）により藩政全般の動揺が目立ち、藩では百姓に五カ条、町人に三カ条の覚書を出して動揺をいませめたが、藩財政もひどく窮迫しはじめ、貞享三年には上方商人に対して御用金の返済不能を申出る有様で、その後しばしば多額

の御用金の賦課を行わざるを得ない破目になった。

かかる藩財政の困窮はあいつぐ御用金賦課に加えて度重なる藩士の禄米借上げにも拘らずますます高まる一方で、宝曆八年（一七五八）夏には札元準備金不足のため領内に一万五千兩を課したところ大阪の富商牧村某がこれを聞いて藩に調達したため領民は負担を免がれて喜んだといわれ、宝曆十年（一七六〇）五月再び同人が「宝鈔の背面支禽の側に私印を加へて之を行ふに至り始めて通行したり」という事実は、藩財政が一部大商人の影響を大きく受けたことを裏書するものと云える。

さらに宝曆十一年（一七六一）三月十六日には「御勝手向段／＼御難渋至極」のため藩士より封米の半額を借りたが、明和五年（一七六八）二月には「諸月番評定二而御勝手御不如意御借米増」の措置をとったほか、藩主が江戸に参観する費用に窮し領民に一万六千二百二十兩の才覚金を課さざるを得ない始末となったのである。

しかも宝曆より明和にかけて福井町はしばしば大火に見舞われ、とくに明和三年

(一七六六)三ッ橋からの大火では民屋二千七百五十一軒、寺院四十三、蔵百三十七焼失¹³という先例のない大きな被害を受けている。

さらに明和五年は凶作で三月二十一日には福井軽町人より餓米願が出たのであるが、これは福井城下の米穀が枯渇してきたに拘らず明里御蔵米七千俵ばかり三国湊に輸送されており、その上御用達の美濃屋喜左衛門の如きは大野辺にて五千俵ばかり買占め、それを他国に輸送したため、米価も「段々高直に成る¹⁴」という有様で、ついに領民の不满が爆発することになる。

なおこうした米価高騰の原因につき、一史料の伝えるところでは、藩財政を一手に握る御奉行酒井与三左衛門が極印屋半左衛門、箕屋喜右衛門、新屋又左衛門、榊屋八郎左衛門、尾張屋又兵衛(三国港)、三谷屋吉左衛門(吉崎)など六軒の御用達に正米を買占めさせたため米価は騰貴し、一石四十五、六匁であったのが新米六十二、三匁、古米七十匁となり、やがて八十匁の高値を呼ぶに至ったという。

このように藩役人と特権商人とが結託し

三上 明和の越前大一揆について

て利得をほしいままにしたことが領民の奮慨をまねいたのは、後述の一揆諸要求のなかに、「御役人御貪着の事」「役人私欲最眞の事」「町人どもの内悪み深き者の事」

の三条項を掲げていることから明らかであり、またこの大一揆のさいの「うちこわし」の対象が、かかる御用達や特権商人に集中したことが何よりの証左とみられる。

四

そこで明和の越前大一揆の経過を一揆側の動向と藩側の動向を中心に関係史料によりまとめてみることにする。

三月二十二日に福井城下(木田方面)の細民が督長(組頭)丸屋に押し寄せ饑餓を訴えたのに端を発することになる。¹⁵翌二十三日には本町の二文字屋(組頭)、一乗町の新屋三郎右衛門(同上)に訴えたが、一方畑方の農民が安養寺に集り、またもや組頭丸屋に押しかけるという始末で、大橋下に二百人ものが集り不穏な形勢を示したので、町奉行は直ちに三十余人を捕えて獄に下し、また組頭三十余人を禁錮処分にするという断固たる態度をとった。しかし同日金津の中領の農民が城下に来襲し、藩の

用達美濃屋喜左衛門(塩町)を襲っており、愈々一揆の火ぶたが切つて落されたのである。翌二十四日には養虫の数を増し、さらに二十五日になると六・七百人ほどが城下に入り込み、新屋三郎右衛門、極印屋庄左衛門(呉服町・藩用達)、美濃屋喜左衛門(同上)にて、「家居土蔵家財散々打碎、酒蔵に而は酒桶の口を外し、衣類諸道具乱妨いたし、斧まさかりにて家居を壊候に付」(続片鱗記)という狼藉ぶりを発揮したため、藩では一揆の指導者と看做されるもの三十人ばかり召捕えた。¹⁶

二十六日には藩は城下七口へ諸組の士を配置して乱入に備えたが、志比領の農民が多く押し寄せたので、「約二千人と推定」¹⁷藩老酒井知喬、寺社奉行、町奉行、郡奉行に謀して、「才覚金」の免除を指示し、また町人入牢六十余人、農民十余人を釈放、郡奉行ら東本願寺掛所に行き「御用金御免、又牢入茂御免之由、出牢被三仰付一旨申渡」(国事叢記)したところ百姓らは一時退去した。

しかし二十七日にも昼前から志比口に一揆の徒が竹杖を手にして大勢出たので、「

三上 明和の越前大一揆について

約三千人と推定)、郡奉行出て御用金御免申渡したが町へ押入り食を乞うという有様であった。なお志比領土民が煙草賦(運上)を罷めんことを請うたので、これを許して城外に退去させた。一方一揆は漸次地方に波及して府中、金津にも不穏な形勢がみられ、藩では徒目付菅沼五郎左衛門を江戸表に派遣して「土民の騒状」を藩主に告げさせた。

二十八日になると一揆の数もふくれ上り、下領の農民が「二里計続く程出る」有様で、「六・七千人と推定」大工町の大工頭藤間又三郎宅をうちこわしたが、彼は升の役人で「升に不直有レ之由意趣」(国事叢記)からだという。つづいて二十五日の場合と同様、極印屋庄左衛門や美濃屋喜左衛門などの特権商人にうちこわしの鉾先がむけられている。

翌二十九日には愈々一揆も最高頂に達し、「(約二万人と推定)木田、明里、松本、志比の諸口から乱入し、藩御用達や特権商人に対して徹底した打こわしをかけた。木田にて川除の事を掌る鳥屋加兵衛、八幡町で官倉収米をあつかう伏見屋吉兵

衛、妙国寺町の米穀商油屋長右衛門、笹町で煙草問屋をいとなむ筏屋喜右衛門および鍛冶町の紙屋等を襲い、しかも城下の遊俠の民も加わり、「勢に乘り商屋を掠め、飲食を貧り都下に横行し畏る所無きが如き」(越藩史略)振舞で、城下の商賈も二十六日以来戸を閉じて営業を停止するという有様であった。藩では事態を重視し、御武具奉行に命じて諸組渡方の武器を御城代屋舗迄持出させ、万一のさいに対処させるとともに、大馬出御門、小馬出御門、木蔵川口、勝負口御門、龍ヶ鼻御門、地藏門御門、不動院脇御門、神明裏御門や明里の御蔵をも警固させた。

一方、御目付、御使番、郡奉行馬上にて罷り出て極力鎮撫にとめたが、一向聞入れないので、百姓が集まっている所へ出て、「先達而被三仰出二候町在御用金は御免被レ成候段申渡候得ども得心不レ仕」という様子であったが、本多修理、杉田主水、大谷助六、荻野孫右衛門、波々伯部輓負、明石主膳ら藩主脳部が出向き、一揆の面々の申分を聞き懐柔これつとめた結果、百姓は訴願八件(用水の事、村方先納の事、役人戻なし頼母子の事、運上の事、御蔵升、作食

の事、定免の事、綿麻直納の事)をなしてようやく退散した。なお当日藩主にこれら百姓の訴願を伝えるため御使番松原善左衛門、御目付今村段右衛門が江戸に向った。

このように一揆の強い要求に対して藩側が譲歩の態度に出たため、四月一日には割と平穏となり、三日も酒井外記の屋舗前に大勢集ったが、手ざしには及ばず、浜町河原にて、「評議定め大勢寄集る」という程度であったが、郡部では川北の百姓が三岡次郎左衛門(中領の郡奉行)部下の小黒町村の茂兵衛及び丹生郡入村の弥三右衛門方を襲い、家宅、諸道具を破壊城下同様の乱暴をはたらき、また今立郡水落村の武兵衛方にも不穏の形勢がみられた。しかし四日以後は一揆はおさまり、七日に至り藩ではようやく諸門の警固を解くに至ったのである。

一揆の経過は大体以上の通りであるが、一揆の動向とこれに対応する藩側の動向を一覧表にまとめると次の通りである。

明和の大一揆の動向と藩側の動向

月日	一揆の動き	藩側の動き
(明和五年) 三・二二	○木田方面の細民は督長丸屋に押し寄せ饑餓を訴う(越) ○木田組下のもの大勢組頭丸屋方に押しかけ飢餓を訴う(市)	
三・二三	○本町の二文字屋、一乗町の新屋等にも訴う(越) ○畑方の民先づ安養寺に集り組頭丸屋に饑餓を訴え、本町・一乗町などこれに習うもの多く大橋下に屯するもの二百人に及ぶ(県) ○この日また金津・中領の農民襲来して城下に入り藩用達美濃屋をおそう(県)	○三十余人を捕えて獄に投じ、郡奉行をして処々を巡察せしめた(越) ○町奉行は直ちに細民三十余人を捕えて獄に下し、また庄屋三十余人をその家に禁錮した(県)
三・二四	○百姓衰虫があらわる(国) ○百姓城下に来り、飢を訴え食を求め或は農具を質物として金を借ら	○町奉行鈴木忠右衛門は不穩の状をみて、そのうち目ぼしいもの三十余人を捕えて獄に下す。組頭三十余人を其家に禁錮した。独り松本組加わらず(市)

三上 明和の越前大一揆について

三・二五	○郷々より六七百人も城下に入り一乗町の新屋三郎右衛門、および極印屋勝左衛門、美濃屋喜左衛門にて狼藉をはたらく(片) ○木田口、勝見口方面より来襲、極印屋勝左衛門、美濃屋喜左衛門宅を破壊した(越) ○衰虫多く出て富豪へ押し入り食を乞う。そのため町中茹を下す。新屋三郎右衛門食事を振舞い衰虫を懐柔す。みの虫極印屋勝左衛門、美濃屋喜左衛門へ押しかけ狼藉をはたらく(国) ○木田口、勝見口より来り、呉服町の極印屋、塩町の美濃屋を襲う(県)	○一揆の頭取駈の者三十人ばかり召捕う(片) ○居残つた十八人を捕えて獄に下す(越) ○同夜百姓七八人召捕う(国) ○藩はあとに残つた十八人を獄に下す(市)
三・二六	○志比領の百姓多く城下におしかく(県)	○藩では軽卒を辺国に遣わし監衛せしめたが、正午

三五 明和の越前大一揆について

○二千入ばかりおしかく(片)
○志比領の農民をはじめ二千有余の群衆は升に不正ありと大工町の大工頭藤間又三郎を襲いて暴行し、次で同町の牢屋に殺到して前日獄に下されたものの釈放を求む

(市)

ごろ志比領の百姓多勢押し寄せたので課金を免じ、繫獄のものを免じ帰去せしめた(越)

○城下七国へ諸組の士を配し、乱入を支えしも能わず、藩老酒井知喬、寺社奉行、郡奉行に謀して才覚金を免除すべきを令せしめ、町人入牢六十余人、農民十余人を免除し、郡奉行等東本願寺掛所に出張して御用金上納免除願筋取上げを申聞かしたところ、一揆どもは一旦退散した(県)
○藩は事態目を逐うて悪化するのを憂え、目付太田三郎兵衛、今村数右衛門、高村四郎左衛門、町奉行鈴木忠右衛門、郡奉行三岡次郎左衛門、八田金右衛門、渋谷与五左衛門等馬上にて出勤し、囚人の釈放と用金の免除の旨を伝えて退散せしめた(市)

<p>三・二七 ○一揆は漸次地方に波及して府中、金津にもまたその企てあり。その日志比領土民再來し煙草運上をやめんことを請う(藩はこれを許して城外に退去さす)(越)(県) ○一揆の人数は三千人ばかり(片) ○屋前より志比口に大勢みの虫出て、皆竹杖持来る。夕方は荒町口に多し。郡奉行出て御用金御免を申渡しても町へ押入り食を乞う(国)</p>	<p>○早朝江戸表へ御徒目付菅沼五郎左衛門をつかわす(国)(越) ○徒目付を江戸に派して土民の騒状を告ぐ(県)</p>
<p>三・二八 ○一揆の人数六・七千人ばかり(片) ○下領の民大挙して大工頭藤間武仲をおそう。これは量器に私あるを疑つたためである(県) ○大工町の大工頭藤間又三郎宅をうちこわし、家財衣類表へ投出す。彼は升の役人で升に不直があるということからである。さらに極印屋庄左衛門、美濃屋喜左衛門方をうちこわす(越)(国)(市)</p>	<p>○御番組の面々に警戒体制を厳にさす(国)</p>
<p>三・二九 ○一揆は木田・明里・松本・志比諸口より乱入し、藤間武仲をはじめ</p>	<p>○一揆の勢力が日々に増長し、御城内への立入り</p>

三上 明和の越前大一揆について

として、木田にて川除の事を掌れる鳥屋、八幡町にて官倉収米の事を掌れる伏見屋、妙国寺町の米穀商油屋、筏町にて煙草のことを掌れる筏屋等を襲い、遊侠の民も加わり、私讐少怨を以て掠奪するもの多く、二十六日以来商賈は戸を閉じて営業を停止するという有様であった(県)(越)

○一揆の人数は二万人ばかり(片)

○志比口筏屋喜右衛門、妙国寺町油屋長右衛門、八幡町伏見屋吉兵衛、木田旅籠町鳥屋加兵衛の家居を破却す(片)

○蓑虫が朝から大勢出たが、志比口、勝山領が多し

松岡四郎丸屋、野中屋二軒打こわし、さらに松本筏屋(多葉粉問屋)妙国寺丁油屋長右衛門(米穀商)八幡丁富士見屋(米穀商)を打こわし、木田鳥屋や鍛冶町の紙屋をおそう(国)

○御目付、御使番、郡奉行馬上にて罷り出て、極力鎮撫につとめたが一向聞入れないので、百姓が集っている所へ出て町在御用金免除願筋取上げを申渡したが、一揆側は

憂慮されるに至ったので、御武具奉行に命じて諸組渡方の武器を御城代屋舗迄持出させ、萬一の事態に対処さす(片)(市)

○また大馬出御門、小馬出御門、木藏川口、勝見口御門、瀧ヶ鼻御門、地藏門御門、不動院脇御門、神明裏御門を警固させ、明里の御蔵をも警固させた(片)

○外郭諸門前に物頭二人ずつ、柳・桜の両門にはとくに三人を配置して警戒を厳にした(越)(市)

○藩ではみの虫の懐柔に乗出すことになり、本多修理、杉田主水、大谷助六、荻野孫右衛門、波々伯部鞆負、明石主膳らが出向き一揆の面々の申分を聞いたところ、百姓は請願八件(越藩史略では五件)をなして退散した(国)

四・一	<p>○蓑虫が勝見口や三橋口へも出たが割と平穏(国)</p> <p>○木田口から追ってきたが退散す(越)</p>	<p>○夜中四時御使番松原善左衛門、御目付今村段右衛門が江戸に早駈す(藩主に百姓の訴願を伝えるため)(国)(越)</p>
四・三	<p>○酒井外記の屋舗前に大勢集ったが乱暴には及ばず。また浜町河原でも多数集って評議していた</p> <p>しかし郡部では川北の百姓が三岡次郎左衛門(中領の郡奉行)部下の小黒町村の茂兵衛及び丹生郡入村の弥三右衛門を襲い、家宅、諸道具を破壊、城下同様の乱暴を起し、また今立郡水落村の武兵衛方にも不穏の形勢がみられた(片)</p>	<p>○四月一日、二日ごろまでは口々より百姓どもが出たが、口々を警固したので三日ごろには物静かになった(片)</p> <p>○御家中へも御触を出し何時でも出動できるように準備して待機するよう指示した(片)</p>
四・四	<p>○米下直になり藩の監督の下に小売をさせた(国)</p>	<p>○大谷助六、荻野孫右衛門八日ぶりで出府し一揆の</p>
四・六		

三上 明和の越前大一揆について

	詳細を報告することになつた(片)(国)(越)
四・七	〇御門の警固を撤す (真)

(註)	
〇カッコ内は略号	
「国事叢記」(国) 「続片鱗記」(片) 「越藩史略」(越)	「福井県史」(第二冊)(真) 「福井市史」上(市)

ところで一揆の行動に於て、百姓や城下の細民のみならず郷士までが参加し、かなり組織的に規律と統制のとれた動きをみせたことを一史料が伝えている。

つまり今立郡水落村の大庄屋松岡勤十郎、川北郡浮田村の大庄屋篠田惣兵衛らが関係村の大庄屋とはかって一揆の戦斗態勢を整え、郷士三百四十一人が加わり、鳶口、掛矢などのほかに鉄砲二百四十二挺を携え、計五隊のうち第一隊は城下の御用達並に奸吏の宅を襲い、第二隊は大橋の前後を固めて藩役人出動のさいの対抗に備え、第三隊は第一隊の背後で支援、第四隊は三國の御用達を、第五隊は吉崎の御用達に打ちこわしをかけた。このさい「錠の条々」として一、福井城下に於て火用心念入べき事。一、人の一命を断つ事かたく停止なるべし。一、私慾を以て財宝を隠持に於ては

本人はもろろん親族ごとくとくたたるべし。一、鉦打は無言たるべし。の四箇条を大庄屋連判で掲げているところからみて、一般の一揆とは異り、用意周到な計画の下に組織的にかつ巧妙な戦術を用い、統制と節度ある行動をめざしたことは注目に値する。

ただしこうした事情について、藩側の記録には全く見当らないことと、その他の記述のうちに誇張したり信憑性に欠くものがある点からみて、さらに検討を要するが、いづれにせよ、こうした大一揆のエネルギーが藩権力側をいたく狼狽させたことは事実で、一揆の過程のなかで投獄した組頭どもを釈放したり、一部ではあるが一揆の要求するところを直ちに受諾せざるを得なかつたことがこれを卒直に裏書しているといえよう。

一方、藩側は武力による鎮圧手段を意図しながらも何ら強硬措置がとれず、種々の懐柔、宥和策で辛じて急場を回避する結果に終っている点からみて、まさしく封建権力の弱体さを暴露したものでいえる。しかも藩として一揆主謀者——主として組頭層を中心とするものとみられるが——に対す

る処分すらほとんどできなかったに拘らず藩役人で黜罰を受けたものが酒井外記はじめ十数名に及んだ事実をみるとなおさらである。

五

こうした大一揆の諸要求は同年五月十二日の藩よりの正式回答である「百姓共江申渡覚」により、その具体内容を察知することができる。つまり、「今度、百姓ども願ひ奉る趣、段々御聴に達し候段、御聞届遊

ばされ、御吟味の上、御裁許仰せ付けらるる箇条」とし、次の十六カ条を掲げている。^②

- ① 一、餓死米願ひ奉り候事、
- ② 一、作食願ひ奉り候事、
- 右二箇条先達て御取扱ひこれ有り、
- ③ 一、農具・種代願ひ奉り候事、
- 右百姓願ひの節、下し置かるべく候、
- ④ 一、免御見立て願ひ奉り候事、
- 右相定まる定免の村々は前々の通、此度願ひの村々は願ひの通り仰せ付けらる、
- ⑤ 一、綿・麻直上納の事、
- 右先達て願ひの通り仰せ付けらる、
- ⑥ 一、川北用水掛り申さず候、御上より懸り候様に願ひ奉り候、^③
- 右用水方御役人差出され、御吟味の上、仰せ付けらるべく候、
- ⑦ 一、五歩方米にて願ひ奉り候事、
- ⑧ 一、御直段町相場の事、
- 右二箇条御定法これ有り、御取揚

三上 明和の越前大一揆について

げこれ無き事、

- ⑨ 一、御役人御貪着の事、
- ⑩ 一、町人どもの内悪み深き者の事、
- ⑪ 一、役人私欲蠱賈の事、
- 右三箇条御帰国遊ばされ御吟味仰せ付けらるべき事、
- ⑫ 一、新規諸運上御免の事、
- ⑬ 一、御家中先納の事、
- ⑭ 一、百姓願ひ相滞る事、
- ⑮ 一、連判・諸借金・永年賦の事、
- ⑯ 一、町在困米の事、
- 右五箇条百姓ども願ひの訳委細書付け、封印致し置き、追って薙塚金左衛門・吉江治兵衛廻在の節、差出すべく候、其上にて御吟味仰せ付けらるべく候、
- これらの条項のなかには余りに簡略で意味のつかみにくいものもあるが、これを内容別に整理すると次のようになる。
- ①②⑬は飢饉の救済、④は封建的貢租の軽減、③は勸農の推進、⑤⑧⑫は農作物の商品化、商品流通の自由、⑩は悪質な御用達、特権商人に反対、⑭⑮は村政の改革、⑥⑨⑪は役人の非違に関するものである。
- 宝曆・明和以前の農民一揆がとかく年貢

増徴、苛斂誅求反対などが主たる原因であったのに対し、この大一揆にあつてはその掲げる要求条項がはるかに複雑であるばかりでなく、質的内容に於てとくに商品流通の発展に対応するものや、幕藩体制の構造的矛盾——「打ちこわし」の対象が表⑤の通り藩役人に結託する御用達や特権商人に集中しているところにもはっきり認められるのであるが——に起因するなどいわゆる反封建斗争としての明確なる特質を帯びるに至つたことである。

しかもこれらの諸要求に対して①餓死米の件、②作食の件、③農具・種代の件、④定免法に改める件、⑤綿・麻直上納の件、⑥御役人御貪着の件、⑦役人私慾蠱賈等の件など全体のほぼ半数が容認されるという一揆側にとつてはまさに予想以上の好成果を収めているのが注目される。

六

この越前大一揆はその翌月の四月には国境を越えた隣りの大聖寺藩領三木村、吉崎浦に波及したが（漁民が米移出に反対、藩の廻米船に狼藉）、全国情勢としてはさらに九月には亀山藩の大一揆（苛斂誅求、荒

一揆の攻撃対象 表(5)

地名	攻撃対象	職業	攻撃月日	地名	攻撃対象	職業	攻撃月日
本町	二文字屋	組頭	3.23	木田旅籠町	鳥屋加兵衛	川除	3.29
一乗町	新屋三郎右衛門	組頭	3.23,25		松岡四郎丸屋		3.29
塩町	美濃屋喜左衛門	御用達	3.23,25,28		野中屋		3.29
呉服町	極印屋庄左衛門	御用達	3.25,28	鍛冶町	紙屋		3.29
大工町	藤門又三郎(武仲)	大工頭	3.28	小黒町村(今立)	茂兵衛		4.3
志比口	筏屋喜右衛門	多葉粉問屋	3.29	入村(丹生)	弥三右衛門		4.3
妙国寺町	油屋長右衛門	米穀商	3.29	水落町(今立)	武兵衛		4.3
八幡町	伏見屋吉兵衛(富士見屋)	米穀商	3.29				

三上 明和の越前大一揆について

地検地中止、用金免除等要求して成功)が起きており、以後翌六年一月ごろまで越後十日町の縮布買占商人への反感による打こわし(十月)、河内古市の村方騒動(十二月、綿不作、小作料引下げ要求)など大和、備中、讃岐、信濃と広がり、二月に至って河内丹南藩二十二カ村で数千人が拜借金、夫食米を要求する一揆をひき起している。^④ さらにその後夏場にかけて岩代(天領)美作(乃井野藩)信濃(松代藩)陸奥(弘前藩)岩代(天領)などに惹起し、それからは一揆の浪がようやくおさまるのであるが、この明和五・六年のピーク時には全藩的農民蜂起、村方騒動の激化、都市蜂起、米騒動など諸階級の斗争がほとんど出揃った観を呈する。^⑤

しかも越前大一揆こそは、このピーク時の段階で全国的にも最も大規模な全藩一揆であり、組頭級の中農層の指導的役割を中心に貧農層や細民の全藩的な統一戦線により最高二万人を越える大一揆が生み出されたことや、一揆のめざす種々の要求内容からみて、まさしく画期的な反封建斗争の形態をとるものである。

こうした一連の百姓一揆の続発は藩当局は云うまでもなく、幕府側を震撼させたことは明和六年(一七六九年)二月全国の諸藩に対する通達で、「遠国百姓共願を含、所々に而寄合、手段を企て、廻状などを出し、外村々の者共も趣意を弁えずして止むを得ず罷出、大勢集り、村役人之居宅、又は遺恨に存候者共の家作并諸道具を打損、吟味になったところで数ヶ条の願を申立てる類が多い」と述べ一揆側の具体的戦術の数々を指摘し、これに対して宥和策では好しくなく、断固たる厳しい措置をとるよう指令している。また「もし心得違ひし、徒党致せば、可取上願たりとも、理非之不及沙汰無取上、其上仕置可申付」^⑥ くべき旨を百姓たちへ代官、領主より触れるよう令しているのである。

かかる幕府の徹底した一揆禁令は、幕府法令上明文化されたもののうち画期的なものとなされ、領域を問わず全国に対して布告されただけに、越前大一揆をピークとする諸藩の百姓一揆、都市打こわしが、幕府封建権力の一揆対策に如何に大きな影響を及ぼしたかがうかがわれ、幕府側が断然弾圧体

制の整備強化に乗出したことは、権力との対応関係を一揆禁令の検討を通してみるだけでも、明和期こそ質的に新段階を画することを認めざるを得ない。^⑧

しかし幕府や藩の強硬な弾圧策にも拘らず、以後全国的に一揆による反封建斗争のエネルギーはますます幕藩体制の社会経済基盤を大きくゆすぶる働きを発揮し、さらに次のピーク時の天明期から天保期へとますます昂揚するのである。

もともと百姓一揆の実態を検討する場合、その原因を単に凶作や飢饉だけに求めたり、——かかる条件は藩政時代を通じ繰り返して惹起しており、その一揆ではじめて具現する新たな特質を説明することはできないが——また年貢収奪の単なる量的強化に求めるだけでは真の解明ならぬことは云うまでもなく、この越前大一揆の反封建斗争としての質的内容と、それへの藩権力の対応の仕方からみて、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期に入ったことの一指標を提供するものと思考される。

註

① 大石慎三郎「農民斗争より見た元禄・享保一明和期について」(歴史学研究、二

三上 明和の越前大一揆について

六〇号)で、封建権力と百姓一揆との対抗関係の歴史的把握により幕藩体制の諸段階を規定し得るものと論じているが、こうした論理を分析の起点に据えることは階級斗争の本質解明に新たな視角をもちこむものと考えられる。

② 黒正巖「百姓一揆の研究」続篇所収

堀江英一「明治維新の社会構造」(五四—五五頁)

③ 青木虹二「百姓一揆の年次の研究」(新生社)一三頁

④ 青木虹二「前掲書」一四八頁

⑤ 若越の一揆史における昂揚期の分け方については、あくまでも試論であり種々検討の要があるのは云うまでもない。

⑥ 青木虹二「前掲書」所収の一揆統計資料によると、全国での慶応年間的一年平均件数が四四・三で江戸時代を通じ最高となっている。(一七頁)

⑦ ところが若越ではわずか一件(慶応二年五月、丸岡藩、強訴「福井県史二」)しか確認できず全国の情勢に全く逆の傾向をみせている。

なお長州藩がよく類似しており、天保期に最高の昂揚をみせたのに対し慶応期ではわずか一件の一揆しか指摘されていない。

⑧ 田中 彰「幕末の藩政改革」(七一頁) 橋本左内「安政三・四年頃、為政大要」

「人心を失ひ民怨を犯し候は、実に国家之御大事、一人人事之成敗皆此に卜すべく候得共、……」

⑨ 六代藩主綱昌が病により封地没収、先代昌親名を昌明と改め再勤、そのため四十七万五千石が二十五万石に減額

⑩ 福井県史 二 (三九頁)

⑪ 国事叢記 十五 明和五年二月二十日の条

⑫ 福井県史 二 (三九頁)

⑬ 続片鱗記三では明和五年二月二十二日「御家中へ都合八歩通御借米、町在へ御当用金一万八千両被二仰付」とあり、才覚金に若干の相違がみられる。

⑭ 続片鱗記 三 明和三年三月五日

⑮ 国事叢記 一四 同年同月日の条には都合家数二千四百六十四軒、土藏数百三十七、死人十七人、寺数四十三ヶ所等の被害状況をあげている。

⑯ 国事叢記 十五 明和五年三月二十一日の条

⑰ 島崎 圭「福井藩に於ける百姓一揆史の研究」のなかで、福井図書館主催の郷土史料展覧会の出品中に発見したとする「北国侍要太平記」(古写本、十卷)の内

三上 明和の越前大一揆について

容を紹介しているが、一揆側の生々しい動向を伝えるため甚だ興味深いものがある。ただし残念ながら現在その史料の所在が不明なので島崎氏が掲げる内容の一部を指摘するにとどめる。

⑩ 国事叢記 十五 明和五年五月十二日の条 続片鱗記 三

⑪ 越前大一揆(明和)の経過については次の関係史料によった。

○国事叢記 十五 ○続片鱗記 三
○越藩史略 十三 ○明和諸事御用留抜書(松平文庫) ○御家老中御用留(松平文庫) ○福井県史 二 ○福井市史上 ○北国侍要太平記

⑫ 三月二十二日からの記載は越藩史略だけで、国事叢記は二十四日、続片鱗記は二十五日から始めている。また明和諸事御用留、御家老中御用留ともに二十四日にはじめて一揆の件を伝えているので、本格的な一揆の勃発はこの日あたりからが至当とみられる。

⑬ 越藩史略 十三 福井県史 二
福井市史 上

⑭ これは続片鱗記の記載であるが、越藩史略では「其遺留者十八人を捕えて下獄」となっており、福井市史もこれに従って

いる。

⑮ 続片鱗記 三
福井県史 二

⑯ 越藩史略 十三 福井県史 二
国事叢記 十五 越藩史略 十三
福井県史では「大工頭藤間武仲を襲ふ」としているが同一人とみられる。

⑰ 続片鱗記 三

⑱ 国事叢記 十五
続片鱗記 三

⑲ 前掲書「北国侍要太平記」

⑳ 一揆の予備計画や隊編成などの陣容については、国事叢記、続片鱗記、越藩史略等にみえぬところで大いに注目すべきだが、惣村二百六十三カ村、二十三万の百姓が結束したとしているのは余りにも過大評価であり、信憑性に欠くところがある。

㉑ 続片鱗記には次の人名をあげている。

○酒井外記 ○町奉行 鈴木忠右衛門
○御奉行 加藤長右衛門 ○同 雨森作助 ○御目付 太田三郎兵衛 ○同 高村四郎左衛門 ○同 今村段右衛門 ○同 郡奉行 三國次郎左衛門 ○同 八田金右衛門 ○同 渋谷与五左衛門 ○御勝手役 水野三右衛門 ○大工頭 藤間又三郎 ○同 齋木他四郎 ○金津奉行

㉒ 奈良忠左衛門 ○町奉行仮役 熊谷小兵衛
国事叢記 十五

㉓ 越藩史略では「十三日(五月)高知郡役所ニ於テ土民等ニ會シ請訴スル所既ニ公聞ニ達スルノ由ヲ告グ」と述べ、続片鱗記では「高知中帰着の上百姓とも願え趣とも有レ之に付五月十二日より村々へ書付を以被ニ申渡一左之通」とし、十六カ条を掲げている。

なお「福井県史 二」(四三頁)では前述の十六カ条のうち「⑬一、御家中先納之事」を欠き、計十五カ条となっている。

㉔ 用水の件については、国事叢記 十五の明和五年三月二十九日の条に、「役人へ賄賂を仕、上ニ堰ヲ掛、下へ水不レ来、迷惑仕御役ノ事」と説明している。

㉕ 青木虹二「百姓一揆の年次的研究」所収の一揆年表による。(一〇四—一〇七頁)

㉖ 林 基「宝曆—天明期の社会情勢」(岩波講座、日本歴史、近世四)一三八頁
日本財政経済史料 第八巻 九九七頁(林 基「前掲論文」所収)

㉗ 御触書天明集成 三〇四二号(山田忠雄「宝曆—明和期の百姓一揆」日本経済

史大系四 近世下 所収

百姓一揆の質的転換期については、宝曆期においてそのさきふれをみる事ができるが、厳密に云えばそれはあくまで享保期以来の年貢増徴政策の帰結点としての一揆相とみるのが適当と思考される。

なおこの明和六年の一揆禁令につぎ翌七年には「徒党強訴逃散訴人奨励の高札」が全国に立てられ、積極的な裏切り奨励策をうち出し、さらに翌八年には単なる門訴と武器をたづさえる強訴とを区別して刑罰にも差別をつけるなど一揆対策に一段と細かな配慮が加えられるのは注目すべきである。

また明和六年二月には幕府が一揆鎮圧のため公然と飛道具（鉄砲）の使用まで認めたことは一揆自体の反封建斗争への質的転換に対し、封建的・反動的の路線をいよいよ明確にし強硬な鎮圧手段をとらざるを得なくなつたものとみるべきである。